

令和4年度第1回北海道食の安全・安心委員会 議事録

日 時 令和4年4月21日（木）15時～16時30分

場 所 北海道自治労会館5階 大ホール

出席者 別紙「出席委員名簿」のとおり

議 事

（1）審議事項

ア 北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の一部改正に係る諮問について

イ 北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の一部改正（素案）について

（2）その他

【用語の略称】

「委員会」…「北海道食の安全・安心委員会」

「GM条例」…北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例

「GM部会」…遺伝子組換え作物交雑等防止部会

「GM（作物、植物、コショウ、カーネーション）」…遺伝子組換え（作物、植物、コショウ、カーネーション）

「カルタヘナ法」…遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律

○開会

【事務局】

ただ今より、令和4年度 第1回北海道食の安全・安心委員会を開会いたします。

開会にあたりまして、西邑会長からご挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

【西邑会長】

皆さん、こんにちは。だいぶ暖かくなり、今日は本当にいい天気で、中にいるより外にいたいくらいで、桜も北大構内でもちらほら咲いていて、いい季節になってまいりました。

ただ、コロナ感染の方はなかなか収まらないということですので、今日も間隔とっていただき、また、事務局の方では感染防止対策していただきながら、この会議を進めてまいりたいと思ひます。

今日は今年度の1回目の委員会ということですので、重要な議題もございます。皆さんの忌憚のないご意見いただきながら進めてまいりたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。続きまして、農政部野崎食の安全推進監からご挨拶申し上げます。

【野崎食の安全推進監】

はい。本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。この4月から食の安全推進監を拝命いたしました野崎でございます。よろしくお願ひいたします。令和4年度第1回委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶をいたしたいと思ひます。

まずはご報告でございます。4月16日の土曜日に白老町、網走市の農場で発生した高病原性鳥インフルエンザに関しまして、関係機関・団体の皆様のご協力をいただきながら、両農場につきましては防疫措置の完了に向けて鋭意作業を進めているところでございます。道としましては、引き続き、鳥インフルエンザを始めとする家畜伝染病の発生の予防の取組を徹底してまいりたいと考えてございます。

さて、本日は、西邑会長をはじめに、委員の皆様並びにGM部会の特別委員の皆様には、お忙しい中、急遽、本委員会にご出席いただき、誠に感謝申し上げます。

本日の委員会では、平成 17 年 3 月に道が制定した GM 条例の一部改正について、知事から諮問させていただくこととしております。詳細については後程ご説明いたしますけれども、本条例は、国が国内での栽培を承認した GM 作物を北海道内で栽培するにあたっての調整ルールを定めたものでございます。一方で、条例が制定されて以降、技術開発の進展により、観賞用の花などを始め、様々な GM 作物が開発されてまいりました。このため、食の安全・安心を守るという GM 条例の趣旨を守るために、対象作物から観賞用などの作物を除外したいと考えてございまして、ご審議についてお願いするものでございます。

限られた時間の中でございますけれども、委員の皆様から忌憚ないご意見をいただくようお願いし、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

(新型コロナウイルス感染症感染防止対策へのご理解、ご協力のお願ひ及び配布資料の確認)

続きまして本日の出席状況でございます。本日は都合により大塚委員、小野委員、菊谷委員、小塚委員、藤井委員、松田委員からご欠席のご報告をいただいております。今、まだ濱本委員が来られていないので、現在 15 名のうち 8 名が出席されているということで、北海道食の安全・安心条例第 33 条の規定により、2 分の 1 以上の出席をいただいていることから、本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。

また、今回は遺伝子組換え作物の関係であることから、特別委員の金澤委員、平田委員、船津委員、渡部委員にもご参加いただいていることをご報告いたします。

それでは議事に移ってまいります。これからの議事進行につきましては、西邑会長にお願いしたいと思ひます。西邑会長よろしくお願ひいたします。

○議事 (1) 審議事項ア

【西邑会長】

それでは議事に入りますが、お手元の議事次第に従って進めてまいりたいと思ひます。

審議事項としましては一つで、中身が二つ分かれてございまして、GM 条例の改正に係る諮問について、本日付けで当委員会に対する知事からの諮問を受け付けます。その後、事務局から条例の改正の考え方についてご説明いただき、その内容につきまして、委員の皆様、それと特別委員の皆様からご意見、ご質問等を受けたいと思ひます。本日の会議、16 時 30 分をめぐりに進めていきたいと思ひますので、議事進行にご協力をよろしくお願ひします。

それでは、議事の両括弧 1 の審議事項アです。GM 条例の改正に係る諮問について、事務局の方からご説明ください。

【下堀課長】

道庁の食品政策課長の下堀でございます。4 月から着任いたしました。よろしくお願ひいたします。

それでは、この諮問についてご説明します。この諮問につきましては、GM 条例の一部改正について、本委員会にご意見を求めるものでございます。本日はこの条例改正の考え方につきまして、本委員会にご審議いただき、本委員会後に予定している道民への意見聴取、いわゆるパブリックコメントを 1 か月間行いまして、その期間にいただいた意見や、そして道庁内部の法規審査委員会による審議を踏まえまして、条例改正の案を作らせていただきます。その後、5 月末から 6 月上旬予定の次回委員会でご審議いただき、答申をいただきたいというふうに考えておりますので、西邑会長はじめ、委員の皆様よろしくお願ひいたします。

それでは、野崎食の安全推進監から知事の諮問書を西邑会長にお渡しさせていただきます。

【野崎食の安全推進監】

(諮問文読み上げ)

【西邑会長】

ただいま知事からの諮問書をいただいたところでありますが、皆さんのお手元にも配られていると思います。GM条例の改正に係る諮問については、本道の食の安全・安心を確保するために重要な改正であると認識しております。当委員会として、答申に向けて審議を行ってまいりますので、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

○議事（1）審議事項イ

【西邑会長】

それでは議事の一番のAが済みましたので、イに移ります。

この本条例の一部改正の素案について、事務局の方からご説明をお願いします。

【下堀課長】

それでは資料につきまして順次説明させていただきます。

まず資料1、北海道の遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例をめぐる情勢をご覧ください。順番が前後して恐縮でございますが、食の安全・安心委員会ということで、これまでの経過を振り返ってみたいと思いますので、5ページをお開きください。食の安全・安心等に関する主な出来事ということで、こちらの年表にございますように、平成8年以降、食品をめぐる様々な出来事が発生しました。

一部の例示を申しますと平成8年には腸管出血性大腸菌O157による食品食中毒、平成12年、国内で口蹄疫。同じく、大手乳業会社での大規模集団食中毒。それから平成13年には国内で初めてBSEの発生。平成14年には食品の不正非表示、残留農薬基準値の超過というような事件が起きる中で、平成15年に国が食品安全基本法を施行するとともに食品安全委員会を設置し、食の安全・安心に係る総合的な施策を進めることとなりました。そうした中で、道といたしましても、先ほどの食の安全・安心をめぐるいろいろな動きや国の動きを踏まえ、平成17年3月に北海道食の安全・安心条例及び北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例を制定し、北海道として、生産から流通、消費に至るフードチェーン全体を通じて、食の安全・安心に取り組むことといたしました。

その後も平成19年のお菓子の賞味期限表示の不正表示、中国からの冷凍餃子の事件、平成22年には事故米の問題、平成22年には宮崎の口蹄疫、平成23年には東日本大震災、原発事故に伴う放射性物質の食品への影響など、いろいろな事件が起きたところでございます。さらに、家畜伝染病におきましても、先ほど申した口蹄疫や、今、我々が対応しております高病原性鳥インフルエンザ、それから平成26年の豚流行性下痢（PED）、平成30年の豚熱（CSF）の発生など、食品をめぐる、現在まで様々な出来事が発生しています。

1ページ目にお戻りください。1ページ目は、食の安全・安心条例ですので、説明は割愛させていただきます。本日の委員会等を位置付けている条例でございます。

2ページ目をお開きください。2ページ目はGM条例の内容でございます。もうすでにご承知かと思いますが、本日はこの条例に関する議論が主ですので、概要を説明させていただきます。

条例制定の経緯につきまして、平成15年以前、当時、農家や試験研究機関によるGM作物の開放系の栽培などを契機として大きな議論が巻き起こり、道議会で遺伝子組換え作物に関する意見書が採択されました。道はそうした動きに沿い、平成16年に遺伝子組換え作物の開放系栽培についてのガイドラインを定め、平成17年3月にGM条例を制定し、平成18年1月に施行しました。

条例のポイントにつきましては、条例はカルタヘナ法に規定する遺伝子組換え生物等を対象とし、農家などによる一般栽培については知事の許可制、試験研究機関による試験栽培については届出制としております。知事は、こちらの委員会の意見を踏まえ、一般栽培によっては許可不許可の判断、試験栽培によっては必要な勧告、命令を実施することとしております。栽培しようとする者には事前に周辺の生産者等に対する説明会の開催を義務付け、栽培に当たっては交雑・混入防止措置やモニタリング調査などを義務付けられております。さらに、条例の実効性を確保するため、立入権限や、無許可で栽培した場合などには罰則を規定しています。また、食の安全・安心委員会に設置した専門部会、GM部会におきまして、国内外の交雑確認データなどの検討を行い、一部の作物につきまして交雑防

止措置基準を策定しています。

制定後の対応につきましては、条例に基づき、一定年度ごとに条例の施行状況の点検、検証を実施するとしており、いずれも道民意識調査や道民からの意見等を踏まえ、見直しを行わないということになっております。

なお、令和元年度、2019年度の検証時には、当時、ゲノム編集で作られた作物が大きな議論になっており、条例が規定する遺伝子組換え作物はカルタヘナ法第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物であり、ゲノム編集技術のうち標的変位・SDN-1、生物に細胞の外で加工された核酸が含まれないというものについては条例の対象外だということを確認しました。

なお、GM条例に基づく承認の実績はこれまで一度もありません。

次のページをご覧ください。3ページは、GM条例の前提となるカルタヘナ法に基づく、第一種使用等が承認された遺伝子組換え作物の直近の一覧でございます。一般的な使用として195種の作物が承認されています。2007年4月にテンサイ、直近ではトウモロコシの2020年3月ということで相当増えてきてございます。そのうち、本日議論になります観賞用につきましては、カーネーションが8つ、バラが2つ、ファレノプシス、いわゆるコチョウランの1つとなっております。

次のページをご覧ください。4ページでございます。参考ということでカルタヘナ法の概要でございますので、これも後程ご覧いただきたいというふうに思います。資料1につきましては以上です。

資料2につきましては、明日22日から道民の皆様にご意見を募集する、いわゆるパブリックコメントとして出す文書になってございます。この文書を1か月間公表して道民の皆様から意見をいただき、条例の文案をつくっていくという手続きでございます。読み上げます。

1、改正の趣旨。遺伝子組換え生物等については、国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律において、その使用、栽培等に当たっては、大臣の承認を受けなければならないこととされています。

このような中、道は、平成17年3月に制定した「北海道食の安全・安心条例」において、遺伝子組換え作物の栽培等に起因する遺伝子組換え作物と他の作物との交雑及び混入の防止に関し必要な措置を講ずることとし、「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（以下「条例」という。）」を制定しました。

条例は、食用や飼料用の遺伝子組換え作物を適用対象として想定し、これらの遺伝子組換え作物の開放系一般栽培には知事の許可を必要としています。

しかしながら、今般、遺伝子組換え作物を開発する技術の進歩により、観賞用の作物など、食用や飼料用には供されない遺伝子組換え作物が大臣の承認を受け、市場に流通する状況にあります。

こうした状況に速やかに対応するため、観賞用の作物など、食用や飼料用には供されない遺伝子組換え作物の条例における取扱いについて規定します。

2、改正の内容。食用又は飼料用に供するために栽培される遺伝子組換え作物以外の遺伝子組換え作物を、条例の適用対象外にします。

3、今後のスケジュール。改正条例案の提案、令和4年第2回北海道議会定例会に提案予定。改正条例の施行、改正条例の公布の日、令和4年7月中旬を予定、ということでございます。以上がパブリックコメントの文書でございます。

次のページはパブリックコメントには添付しませんが、今までのご説明、今回の条例改正をわかりやすくまとめた資料です。一番上の囲みが、北海道ではGM条例を制定し、GM作物の開発等に係る産業活動と、一般作物に係る農業生産活動との調整ルールを定めています。その下の囲みでございます。条例によりまして、道内でGM作物を栽培する場合には事前に、近隣の方への説明会、知事への申請、手数料これは32万5,500円かかります。これを行わずに、栽培をすると罰則の対象になります。罰則の内容でございますけれども、1年以下の懲役または50万円以下の罰金でございます。

一方で、条例制定時の2005年には想定しなかったGM作物、観賞用のラン等が開発され、例えば、ご家庭では、遺伝子組換えの鑑賞作物の鉢植えなどを楽しむ場合であっても、これも栽培と考えられますので、現行条例上では申請の手続きが必要になるということで、今回の改正では、食用に供さない観賞用の作物を条例の適用対象外にします。という図でございます。

次のページをご覧ください。3ページ目は、GM条例における食用に供しない観賞用の作物の取扱

いと条例改正の考え方でございます。今回、条例の改正案として、3つのパターンを検討いたしました。案の1は今の条例を改正しない形。案の2が条例第二条の定義において食用の農作物生産の栽培に限定するというやり方。それから、案の3が、条例の適用除外として、食用または飼料用に供されるために栽培される以外の作物、イコール観賞用を除外するというやり方です。

案の1につきましては、メリットとしましては、今までどおりカルタヘナ法の作物を対象としていますが、デメリットとしましては、条例に定める申請の実効性を担保することが困難になるということでございます。注意書きのとおり、例えば観賞用鉢花を不特定多数の道外から観賞用として道外から持ち込む場合でも、今の段階のGM条例では、説明会や30万円程度の許可申請が必要となり、これをすべて道民に求めることは困難であり、私ども行政も全てを把握することは困難ということで、実効性も困難になります。その結果、食用に供する作物の栽培規制について担保ができなくなり、本条例の趣旨であるGM作物の開発等に係る産業活動と、一般作物に係る農業生産活動との調整、そして、現在及び将来の道民の健康を保護するとともに、本道の産業振興に寄与することができなくなるおそれがあると考えてございます。

案の2につきましては、食用に供するものに限定する考え方でございます。メリットとしましては、食用作物の開発等に係る産業活動の発展が期待できる可能性がございますけれども、デメリットとしましては、食料用以外とされる飼料用、隔離ほ場での試験等についても規制の対象外となり、その結果、一般作物との交雑及び混入を防止できなくなり、条例の趣旨が守れなくなると、いうことでございます。

案3につきましては、繰り返しになりますけれども、観賞用の作物を除外することによって、本条例の趣旨である遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物の農業生産活動等の調整が可能になるということで、条例の趣旨を確保できると考えており、今回、案3の考え方を提案させていただくこととでございます。

以上で説明を終わります。

【西邑会長】

ありがとうございました。資料は前もって各委員に配付されているということで、お目通しいただいているかとは思いますが、今一度ご説明いただきました。

資料1の方で、これまでの経緯等についてご説明いただきました。GM条例が17年前に制定され、その後、毎回検証し、このまま必要だということになってきている。2年前ぐらいにはゲノム編集技術という新しい技術についても検討・検証してきたという経緯があったということでした。それに加えて、観賞用の作物について、当初想定していなかったものが、現状として流通しだしてきているということで、この条例との齟齬が出てくる可能性があるのでは、皆さんにお諮りしたいということになるかと思えます。

考え方についてご意見いただきたいということですが、資料の2を見ますと、かなり踏み込んだ具体的な提案の例が最後に出ています。出ている方が議論をしやすいと思うのですが、この辺を踏まえ、まずは、委員と特別委員の皆様からご自由にご発言、ご意見、ご質問等いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【鈴木委員】

どうしてそういうふうにするのかという背景についてはよくわかりました。

食用に供さないという文言についてですが、どこで縛るのかなという疑問があります。私は園芸が専門なのでキクを例に挙げると、普通は花ですが、品種によっては食用菊として、花を食べる場合があります。キクという植物で考えたときには、野菜でもあり、花でもあるということです。もうちょっと別のケースだと、コショウラン、ファレノプシスが出ていますけど、これはラン科植物ですよ。ラン科植物は普通は食べませんが、バニラエッセンスのようにラン科植物に由来する食物もあります。と考えると、場合によっては、本来非食用であるはずの植物が食用にも供される場面が出てきます。

だから、品種で区別するのか、どこをもって食用に供するのか供さないのか、仕分けをどういうふうに考えればいいのか、というのが聞いていて思った点です。

【下堀課長】

おっしゃるご懸念はもちろんでございます。

資料1の3ページ、現状のカルタヘナ法の承認作物をご覧ください。現段階では、花につきましては、すべて観賞用で承認されております。GM条例の対象作物は、カルタヘナ法の第一種使用が承認された作物でございますので、カーネーションとバラとファレノプシスは条例が改正されれば対象外となるという理解でございまして、今段階では食用にはなっていないという理解です。

【鈴木委員】

条例から外すのは具体的にこれって、例えば、ユリであればテッポウユリとか、そういうふうを決めるということですか。ユリであれば、食用ユリとしてコオニユリの鱗茎を食べるわけで、場合によっては、そういうものも交雑によって、組換え遺伝子を獲得する場合も出てくるかもしれないということが危惧されたのですが、今のご説明ですと、かなり対象を絞って、具体的にこれについてはOKにしようという、そういう流れという理解でよろしいですか。

【下堀課長】

条例の前提としましてはカルタヘナ法に基づく第一種承認作物ですので、仮に花で食用の申請が出て、食品衛生法で食の安全や表示に問題がないと承認されれば、それは、GM条例に基づき手続きが必要になると考えております。

【鈴木委員】

その都度、ケースバイケースで、これについては認めていい、これは認めない、とやるということですね。

【西邑会長】

つまり、大きな作物名、品種名の枠でカバーをかけるのではなく、その中で、食用または飼料用に供されるために栽培されるもの以外という条件で引っかかってきて、その中でフォーカスを合わせて、それは駄目ということをやるという理解でよろしいですね。

【下堀課長】

はい。

【平田委員】

区別について、別の観点で、飼料用・食用以外と観賞用と言うのは別物じゃないかと思うのですが、例えば芝草とかはどうなるのでしょうか。ゴルフ場とかで使用できるという解釈になると思いますが。

【下堀課長】

資料1の3ページをご覧ください。現段階では、ベントグラス、ゴルフ場の芝について承認されているのは、隔離ほ場試験のみということでございます。今の段階では、カルタヘナ法で一般的な使用を認められてないということです。これが仮に食用、飼料用として、カルタヘナ法で認められるものが出てくれば、条例の対象になると考えております。

【平田委員】

そしたら、ゴルフ場のグリーン、要するに隔離ほ場以外の他の芝生で使えるというふうに、カルタヘナ法で承認を取れば、条例に基づき申請する必要はないということでしょうか。

【下堀課長】

おっしゃるとおり、食用、飼料用でなければ、改正条例後はコショウランと同じ考えになります。

【平田委員】

もう一つ質問です。北海道では景観植物として鑑賞植物をよく使うと思うのですが、かなりの面積のあるものと、資料のような家庭でちょっと楽しみたいなのというのでは状況が違いますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

【下堀課長】

観賞用の景観植物とは、例えばどういうものがございませうか。

【平田委員】

例えばバラ園等にGM植物を入れたことで、風評被害により北海道全体の観光産業に影響する可能性はないでしょうか、ということです。

【下堀課長】

経過を説明させていただきます。資料1の3ページをご覧ください。

ファレノプシス以前にも、GM条例が制定されてから、カーネーションとバラがカルタヘナ法に基づき承認されておりますが、これらは流通実態が切り花で、栽培している農家から出ないという前提なので、GM条例の対象としていなかったのですが、ファレノプシスは鉢植えのため、栽培に当たるといふことで、今回、このような形で整理しました。

【平田委員】

それが庭園レベルに広がった場合は、どのように考えるのでしょうか。

【下堀課長】

条例改正の暁には、観賞用のみでカルタヘナ法に基づき承認されれば、北海道内での栽培には申請が不要になります。

【西邑会長】

平田委員がおっしゃるのは量の問題で、家庭でちょこっとやる場合と、同じものでも、何とかガーデン等の広大な土地でたくさんの量を栽培する場合を同じように考えていいのかというご意見だったかと思うのですが、そのあたりはこの条例上は同じ扱いということですね。

【下堀課長】

改正の暁には、おっしゃるとおりになります。

【平田委員】

芝生やゴルフ場でGM植物を平気で使ってもいいというのは、個人的にはどうかと考えております。

【西邑会長】

ご意見としてそういう危惧があるということですね。

【矢野委員】

カルタヘナ法上の承認を受けていることを前提とすることにより、生物多様性等の影響が少ないということは十分理解できました。ただ、今、話題になっていましたが、観賞用、食用、飼料用という区別のつきにくい作物が出てきた時に、農業で作っているものと区別がつかないという情勢になれば、いわゆる風評被害の恐れがあります。我々は農業団体ですので、そのあたりの対応を慎重にさせていただきたいという意見です。

【西邑会長】

十分にそういうことが考えられますし、先ほどの平田委員のご意見でもそういうことが出ておりますので、そういうご意見に対してどう考えるか、今後、パブコメも含めてご意見いただいた後に、案を作る段階でご検討いただければと思います。

【久保部会長】

確認の上で質問ですが、カルタヘナ法上では、どういうふうに使われるかっていうのを含めて審査が行われるのでしょうか。食品、飼料、観賞用と分けた上で審査が行われると考えていいのでしょうか。

【下堀課長】

申請の段階で使用内容が書いてございます。それに基づき、様々な試験をして、国の方で承認されれば公表されるという手続きになっております。

【久保部会長】

もう一つ質問です。もしそれに反するような使用をした場合は、何か罰則のようなものはあるのでしょうか。

【山口局長】

カルタヘナ法により、処置命令等に従わなければ、罰則として1年以下の懲役もしくは百万円以下の罰金と定められています。

【金澤委員】

カルタヘナ法上で第一種使用が承認され、かつ観賞用ということで条例の対象外となったものが交雑した場合にできるものについては、どういう扱いになりますでしょうか。

【下堀課長】

おっしゃるご懸念はごもっともだと思います。

カーネーションとバラにつきましては、カルタヘナ法の承認にあたり、生物多様性への影響について交雑の試験をしており、交雑をした結果、対象のGM作物の遺伝子が移行しないという結果が出ております。

【金澤委員】

移行しないというのは？

【下堀課長】

交雑はしない、もしくはその遺伝子が移行していないという試験結果が出ています。

【金澤委員】

今回、条例から除外するものについては、交雑をして得られるものについては考えないということですね。

【下堀課長】

はい。カルタヘナ法上、そういう試験をクリアしたものが承認されるという考えでございます。

【渡部委員】

ご存知でしたら伺いたいのですが、カルタヘナ法で承認された花は切り花が多いという話をされていましたが、日本で大々的に作っている県があるのでしょうか。

【下堀課長】

ございます。カルタヘナ法により日本国内で承認されていますので、作っているところがあります。

【渡部委員】

条例改正した場合、北海道でも大々的に栽培されたりするような可能性は出てくるのでしょうか。

【下堀課長】

可能性はございます。

【船津委員】

現状では観賞用のみだったらOKだということですが、今後、現状は観賞用でも、食用や飼料に出てくるものが現れる可能性もあると思いますが、そういうような方向性については現段階では問わないということですか。それとも、今後そういったものまで含めた上で検討していこうという方針でしょうか。分かる範囲でご回答下さい。

【下堀課長】

食用と飼料用につきましてはGM条例の対象で、申請の手続きが必要です。カルタヘナ法上で食用、飼料用として承認されたものを北海道内で栽培する場合はGM条例の対象になるという部分は変わりません。

【船津委員】

私が今申し上げましたことは、現状では観賞用だとしても、今後、食用や飼料用になってくるものが幾つも出てくる懸念もあります。そのため検討していく必要があるのではないかと思います。発言させていただきました。

【下堀課長】

例えば現状では観賞用でもあっても、食用、飼料用を兼ねるものが出てくるというご質問でしょうか。

それは、おっしゃるとおりです。その場合には、GM条例の対象となります。

【山口局長】

今回の改正内容が、食用または飼料用に供するもの以外のGM作物を適用対象外にしていくという考え方なので、食用、飼料用の用途になるということであれば、対象になるという意味です。

【西邑会長】

条例改正の案3だと、ちゃんとそこはケアできる、カバーできるということですね。

【渡部委員】

関連して、例えば、GMカーネーションから人間の健康にいいものが抽出されるようになった時に、観賞用で栽培したものからそれを抽出して製品を作った場合は、カルタヘナ法の違反ということになるのでしょうか。

【下堀課長】

作物から作られた製品については、食品衛生部局の方の所管ですので、植物自体をどこで栽培するかというGM条例とはまた別の問題になります。食用としてカルタヘナ法上で承認されれば、栽培についてはGM条例の対象になりますが、それから作られる製品は食品衛生関係法令の範疇になります。

【山口局長】

補足ですが、そもそも道の条例の前にカルタヘナ法があります。そしてそのカルタヘナ法に違反するかどうかについては、それぞれの所管の省庁があります。農作物であれば農林水産省、生物多様性の部分は主に環境省と、所管の省庁で判断をされていく内容になるかと思えます。道の条例はあくまでも北海道内においての、法に基づいて承認されたものに対しての考え方になります。

【西邑会長】

はい。ただ、一般市民としては、どこがどうというわけではなく、繋がったものをどう考えるかということが心配になってくる方もいらっしゃると思います。また、今の渡部委員の話だと、観賞用のバラから抽出した機能性物質を何かに入れてサプリメントを作った場合、これは食用か、と。食用の定義がどうなのかということについて、今のお話だと所管も変わってくるということになるかと思えますが、そのようないろんなケースも想定しながら、案の作成をお願いできればと思います。食の安全・安心委員会としては、道民の皆さんに安心して思っただけのような制度設計をしていくということを、もちろん全部完璧なものはないでしょうけれど、そっちを目指していくということが必要だろうなと思えます。

【平田委員】

仮定の話で申し訳ないですが、考え方の問題として、食用、飼料用以外で畑に植えるものとして緑肥作物がありますが、緑肥作物の扱いはどういうふうになるのでしょうか。そのまま鋤き込みますが、畑には広く栽培されますし、景観植物としても利用されます。例えば、ここにセイヨウアブラナがありますが、菜の花畑で油を取らないのであればそれは観賞用だとか、あとひまわりの迷路の場合も種を取らず、緑肥として鋤き込んだということであれば食用ではないという判断になると思えます。

【山口局長】

突き詰めていくと、いろんなものがあるのかもしれませんが、少なくとも今は、おっしゃったようなものは、食用と飼料用の両方で承認されているものがほとんどです。

【平田委員】

僕は承認以前の問題で、こういうものがあるということで、可能性として発言したところです。

【鈴木委員】

最初のところについて改めて質問します。どうして今、これがこの段階で議論されるのでしょうか。要するに、青いバラや青いカーネーションを道内でたくさん栽培したいというニーズがあるということでしょうか。それとも、道外で生産されたものが入ってくる時に、なにか問題になるということでしょうか。何かそういう動機があって初めて、改正を目指しているのではないかと思うのですが。

【下堀課長】

おっしゃるとおりです。資料2の3ページをご覧ください。

2点ありまして、1点は、実際にGMコショウランが近々販売流通をされそうだとということでございます。鉢植えは栽培に該当する可能性があるということで、条例上、今のままですと、それを申請していただいて、手数料をいただいて、説明会をやっていただいて、というのは実質困難ですし、我々が把握できないと考えます。2点目は、仮に条例を改正しないで、GMコショウランがあまねく普及することになれば、条例の趣旨である、一番大事な方の食用、飼料のGM作物についての手続きを徹底できなくなるというのがございまして、今回、改正案を提案させていただきたいと。

【鈴木委員】

具体的にそういうニーズがあるということで、例えば、条例改正によって、今、皆さんからいろいろ指摘があるような、いろんな問題が生じる危険性もはらんでいるので、他のものに対する影響が大きく出かねないということもあると思えます。つまり、何でも適用できてしまうような改正だと、

様々な弊害が出てくるような気がします。そのあたり、範囲についてはちょっと考えたほうがいいかなと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

【下堀課長】

おっしゃるご懸念はごもっともだと思います。

他県においては、北海道のGM条例と同じく、食用、飼料用の作物の生物多様性上の交雑防止をメインの目的にしているところが多く、一部観賞用作物を除外できる取扱いがございまして、そこと横並び的にもなるものと考えております。

【西邑会長】

鈴木委員のご意見は、「食用、飼料用以外」という範疇について、以外のものに対しても、個別に網掛けをもう少し丁寧にしたほうがいいのではないかというご意見かなと思いますが、そのあたりは、「以外」のものそれぞれについて検証するシステムがあると考えてよろしいでしょうか。

【下堀課長】

はい。GM条例は、定期的に条例の点検、検証がございまして、今まで同様、その時々的情勢に応じて、今のようなご意見があれば、条例を検証することになろうかと思っております。

【西邑会長】

これまでも制定以降4、5回検証をしているようですから、問題が出てきた時には、そういう場に対応していくということになろうかと思っております。

【金澤委員】

都道府県ごとで取扱いが異なるというのは非常に問題だと思いますので、調整があってしかるべきだと、1国民として感じたところです。もう一つは、本会議でもたびたび出てきておりますけれど、どういう分類になるのか。つまり、食用または飼料用に供するため栽培されるもの以外の作物というものが何によって決められているかということが、普通の人にはわかりにくいのではないかと思います。その分類はカルタヘナ法で第一種使用の承認を得るときにもう決められていて、北海道はそれに準拠しているのであり、北海道独自に何か枠組みを変えたり、分類を変えたり、拡大したり、狭めたりしているわけではないということを丁寧に説明いただくと、道民としてはわかりやすいのではないかなという印象を持ちましたので、お願いいたします。

【西邑会長】

条例そのものの改正も重要ですが、それについて説明をするということが責任としてついて回ると思っています。

どのように周知して道民の皆さんにご理解いただくかということもあわせて、改正案を作られる段階でお考えいただければと思います。

【吉田副会長】

消費者としての考えなのですが、皆さんのご意見にあったように、観賞用と言いながら食べられるものが出てくるのではないかなという心配があります。確認させていただきたいのですが、今までのカーネーションやバラというのは切り花だったので対象としてなかったということですが、その場合、交雑しないとか、遺伝子が残らないという話だったと思いますが、今回のこのコチョウランの場合は鉢植えですが、こちらも同じような解釈でよろしいでしょうか。

【下堀課長】

はい。コチョウランは花の形状的に、雌しべが花粉の塊の奥にあるため、虫が入っていきませんが、種はできますが胚乳がないので、自然界では発芽しないとされています。企業の方では、工場ですら

スコに入れて苗を人工的に成長させています。そういう仕組みですので、コチョウランについては問題ないというふうに思います。

【吉田副会長】

わかりました。例えば、園芸好きの方が増やそうと思っても増やせないという解釈でよろしいですか。

【下堀課長】

そのように考えております。

【吉田副会長】

条例改正後は、観賞用として栽培するのは問題がないということですね。一番怖いのは、GMコチョウランがOKとなった場合に、今後、何となくGM作物に対しての意識が薄れていってしまうことだと考えております。せっかく北海道には素晴らしいGM条例がありますので、基本的なものは崩れないように、ということと、道民が判断に困らないような説明がされることを望みます。よろしく願いいたします。

【下堀課長】

はい。条例は、道民のものでありますので、おっしゃるとおりです。リスクコミュニケーションも随時開催していきますし、先ほど申しました条例の点検・検証も定期的を実施するというので、それを通じて、いろいろ難しい点がございませうけれども、最適な仕組みを考えていきたいと思っております。

【西邑会長】

貴重なご意見ありがとうございます。ここでもいろんな意見が出たように、説明をするときに複雑なところがある内容です。ただし、複雑なことを易しく伝えるのではなく、複雑なことはちゃんと複雑さを伝えるということが必要かと思っておりますので、十分時間をかけてきちっと説明するということが必要かと思っております。それと、先ほど金澤委員がおっしゃっていた、都道府県で取扱いが違うというのは、例えば、今後、大阪で作ったものをこちらで栽培するということになったりするわけですが、そのあたりについては、道の方から全国的に同じような物差しにすべきじゃないかというような、なにかアクションを起こされるような予定はありますか。

【山口局長】

道のGM条例は、同じような条例、指針等を持っている県の中で一番制定が早く、一番縛りがきつめというところがあるかもしれませんが、現在は家庭菜園から一般的な農業者の広いほ場までの全て、食用、飼料用、観賞用等の全てが網にかかっているという形です。もう一つの県が同様なぐらいで、それ以外の県については、例えば食用だけに限定をして範囲を狭めていたり、最初から観賞用の承認を受けているものは除いていたり。ですから、今回の改正で取扱いが合っていく方向に近づいて、全国的な混乱の生じにくさは減る方向性になるかと思っております。また、もう一つの同様な取扱いをしている県についても、情報交換をしているところです。

【西邑会長】

その他、ありますか。ないようですね。また、今日欠席されている委員からの質問、意見はないということです。

大体皆様のご意見、ご質問も出たかと思っております。明日からパブコメが始まるということですので、そちらの方のご意見と今日出たご意見、ご質問等も含めて、十分にそれらを踏まえて、次回、条例改正案をお示しいただきたいと思っております。次回はその案について、この委員会で検討するというので、すね。皆さん、どうもありがとうございました。

○議事（2）その他

【西邑会長】

これで議題の両括弧1の議事が終わったということになりますが、両括弧2のその他、について、こちらから議事は予定しておりませんが、事務局の方から何かございますか。

【事務局】

ありません。

【西邑会長】

では委員の皆さんの方から、全体を通して、さらにご意見等ございましたら。特にございませんか。はい。それでは予定していた議題というのはここまでです。これで議事を終了したいと思います。長い間、議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。それでは進行の方を事務局にお返しします。

○閉会

【事務局】

西邑会長ありがとうございました。閉会に当たりまして、農政部野崎推進監からご挨拶を申し上げます。

【野崎食の安全推進監】

西邑会長はじめ委員の皆様、そして特別委員の皆様、長時間にわたりまして熱心なご議論をいただきまして誠にありがとうございます。本日、GM条例の一部改正についてご審議いただいたところでございまして、皆様からは、北海道の食の安全・安心を守るため、それぞれのお立場から様々なご意見をいただいたところでございます。今後、パブリックコメントを行い、その後5月末から6月上旬に開催を予定している第2回の委員会に条例改正の条文案をお示いたしますので、改めてご議論いただきまして、本委員会からの答申を受けた上で、6月に招集される第2回の定例道議会に提案してまいりたいと考えてございます。今後とも本道の食の安全・安心のため、施策の推進にお力添えを賜りますよう心からお願いして、閉会にあたってのご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

【事務局】

以上をもちまして本日の委員会を閉会させていただきます。次回につきましては、改めて日程調整等させていただきますので、よろしく申し上げます。本日は大変ありがとうございました。